

事務連絡  
令和2年1月29日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会  
専務理事 西橋一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第14報）

### 質問

A警備会社は、1号警備と2号警備を業務としており、同社に所属するB警備員には1号警備業務を主たる業務として従事させていた。A警備会社はB警備員に対し、1号警備に係る10時間の現任教育計画に基づき、業務別教育2時間は後日実施予定で、残りの8時間は既に終了（基本教育すべてと、1号の業務別教育の一部終了）していた。この場合において、下記のような場合はどうすればよいか？

- ① A警備会社が1号警備業務をやめ、2号警備業務のみを実施することになった場合、B警備員に対する現任教育はどうすればよいか？
- ② B警備員の主たる業務を1号警備業務から2号警備業務に変更した場合、B警備員に対する現任教育はどうすればよいか？
- ③ 警備員教育計画書は既に作成されているが、上記①②の場合、警備員教育計画書を含む備え付け書類はどのようにすればよいか？

### 答

①②の場合とも、B警備員に対し、既に8時間の現任教育は終了しており、2時間の業務別教育が未実施であることから、警備員教育計画書に基づくならば、1号業務の現任教育をすべきとも考えられるが、今後、①の場合は1号警備業務をすることなく、また②の場合は、主たる業務が2号警備業務に変更になっていることから、残り2時間について1号警備業務に係る現任教育を実施することは現実的でない。

よって、①②の場合とも、残り2時間の業務別教育については、2号警備業務に係る教育を実施しなければならない。

1号警備業務に係る8時間の現任教育と、2号警備業務に係る2時間の現任教育を合計すると10時間となるため、業法施行規則が定める現任教育時間10時間以上は行っているため、規則上の教育時間は充足していることとなる。

この場合における2号警備業務に係る現任教育の種別は、業法施行規則第38条第3項に規定する教育事項すべて（従事しない事項については除く　例：雑踏警備に従事せず、交通誘導警備のみを業務とする場合は、雑踏警備に関する事項を除く）を教育しなければならない。

よって、①②の例のように、2時間ですべてを教育するか、時間が不足する場合は、2時間を超えてでも、現任教育としてすべてを教育しなければならない。

③の警備員教育計画書を含む備え付け書類についてであるが、警備員教育計画書は既に作成済みであるので、これを新たに作成し直したり訂正することはできない。よって、1号警備業務にかかる現任教育の警備員教育計画書はそのまま備え付け、教育実施簿により、1号警備業務ではなく2号警備業務の現任教育を行った経緯等を明らかにしておけばよい。

具体的には、教育実施簿に、

「〇月〇日付で1号警備業務をやめたことから、残りの2時間の現任教育は2号警備業務で実施した」  
等の記載をしておけばよい。

※ 上記内容については、1月29日、警察本部に確認済み。